

**令和7年度第1回京都市特別職報酬等審議会
議事録**

日時：令和8年2月3日（火） 10：00～10：30

会場：京都市役所分庁舎4階 第1・2会議室

出席者：委員（五十音順）

太田 肇	同志社大学政策学部 名誉教授
塩見 葉子	京都市PTA連絡協議会 会長
嶋田 博子	京都大学公共政策大学院 教授
原 敏之	日本労働組合総連合会京都府連合会 会長
山田 陽子	公認会計士・税理士

1 開会

司会（人事部長）

それでは、予定の時刻となりましたので、令和7年度第1回京都市特別職報酬等審議会を開催いたします。委員の皆様方には大変お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。進行を務めます、行財政局人事部長の秋山でございます。どうぞよろしく願いいたします。

冒頭に、会議の成立に必要な定足数について確認をいたします。本日委員7名のうち、5名の方に御出席をいただいているところでございますので、委員総数の過半数を超えることから、京都市特別職報酬等審議会規則第4条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日の会議は京都市市民参加推進条例第7条に基づき公開としております。現在のところ、傍聴の方、記者の方は、御参加はされていないという状況です。

それでは、本委員会の開会に当たりまして、行財政局人事担当局長の藤田より御挨拶を申し上げます。

人事担当局長

改めまして、おはようございます。大変御多忙のところ、御出席いただきましてありがとうございます。

昨年度23年ぶりに審議会を開催させていただき、皆様方には市長・副市長・市会議員の報酬等について、社会情勢の変化や他の政令市の状況など、多角的な観点から議論をしていただき、報酬等のあるべき水準について答申をお受けいたしました。いただいた答申に基づき、条例を改正し、市長・副市長・市会議員について、平成8年以来の報酬改定を行うことができました。昨年度、この23年ぶりという我々積年の課題であったわけですが、議論をいただきましたことに改めて御礼申し上げます。昨年度の答申では、「今後は、時宜に応じて審議会を開催して、必要な検証、審議を行うべき」ということも言及をいただきました。私どもとしても、

定期的に審議会を開催していく考えでありまして、今年度も開催をさせていただいた次第でございます。

本日は、答申いただいて以降の動向等について御説明をさせていただきますので、現状に対する御見解を頂戴できればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2 委員紹介

司会（人事部長）

それでは、まず、前回の審議会から委員の変更もございましたので、委員の御紹介をさせていただきます。次第の次に、**資料1**として委員名簿を配布しておりますので御参照ください。

まず、同志社大学名誉教授、太田肇委員でございます。審議会では会長を務めていただいております。

太田会長

太田です。よろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

京都市PTA連絡協議会会長、塩見葉子委員でございます。

塩見委員

京都市PTA連絡協議会会長の塩見です。戌亥会長の後任になります。本日はよろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

京都大学公共政策大学院教授、嶋田博子委員でございます。

嶋田委員

嶋田です。引き続きよろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

日本労働組合総連合会京都府連合会会長、原敏之委員でございます。

原委員

原です。引き続きよろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

公認会計士・税理士、山田陽子委員でございます。審議会では会長代理を務めて

いただいております。

山田委員

山田です。よろしくお願いいたします。

司会（人事部長）

なお、佐伯委員、土井委員につきましては、御欠席ということでお聞きしております。よろしくお願いいたします。

（事務局職員の紹介）

それでは、議事に入りたいと思います。以後の議事進行につきましては、太田会長にお願いしたいと思います。太田会長、どうぞよろしくお願いいたします。

3 議事

(1) 資料説明

太田会長

それでは、議事の進行をさせていただきます。委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力くださるようよろしくお願いいたします。それでは、事務局から資料の説明をお願いします。

事務局から資料2「京都市特別職報酬等審議会（第1回資料）」について説明

(2) 報酬額等に係る意見交換

太田会長

それでは、「報酬額等に係る意見交換」に移りたいと思います。委員の皆様方には、先ほどの事務局からの説明を聞いていただいたうえで、今の京都市の特別職の報酬等の現状に対する御意見、あるいは改定の必要性についてお伺いしたいと思います。なお、資料につきまして、御質問がありましたら、事務局にお尋ねください。

嶋田委員

御説明ありがとうございます。資料について、一点お伺いしたいんですけども、前回は議論になったかと思いますが、一般職の給与の最高額は、年収ベースでどれぐらいになりますでしょうか。

給与課長

はい、一般職の給与の最高額ですが、月例給でいいましたら、概ね月額60万円弱という状況ですので、年間ベースでいいますと、期末・勤勉手当も合わせて、1,000万円を少し超えるぐらいの状況になっております。

嶋田委員

ありがとうございます。前回の議論でもあったかと思いますが、おそらく市民の方々などは月例給とボーナスという形よりも、総額で年収がいくらなのかと、特に特別職に関しては、基本的には年収としての妥当性を考えるということかと思っておりますので、資料に関しては、できれば年収で議論できる形で作っていただければありがたいと思っております。そのうえで、やはり一般職の最高額と比べて、副市長なり市長なりがどうなのかといったバランスも大事になるかと思っておりますので、今後で結構ですので、そういった資料についても、年収で一般職と比べる形で御提示いただければありがたいと思っております。いずれにしても、副市長より年収が低いということではよろしいでしょうか。

給与課長

おっしゃるとおりです。

嶋田委員

はい、ありがとうございます。

太田会長

はい。それでは時計回りに御意見いただきたいと思っておりますので、原委員いかがでしょうか。

原委員

ありがとうございます。妥当か妥当でないかということになるならば、依然妥当だと私自身は思っております。やはり近隣の類似都市と比較しても、そう差異がないという状況でございますし、昨年の論議であったとおり地域手当を廃止し、一括にされたら、その現状で、据置きとすることについては、妥当だと思っております。以上です。

太田会長

山田委員をお願いします。

山田委員

はい、御説明ありがとうございました。私も、昨年ですね、23年ぶりに、いろいろ意見交換のうえ、改定されたということで、それはとても良かったと思っております。これまでは据置きのうえ、減額措置で調整していくという、イレギュラーなやり方で決めていたものが、きちっとした金額を定めることができたということで、とても良かったと思っております。その結果、近隣都市と近似になったということで、今それから1年経ちましたけれども、状況として、他都市ともバランスが取れているとい

う意味では、今これを新たにもう一度考え直すということは、特に必要はないと思いますので、この金額でよろしいと思っております。

太田会長

塩見委員お願いします。

塩見委員

御説明ありがとうございました。私は、前回のこの会議には参加していないんですけども、御説明していただいたとおり、答申の内容そのままでも他都市の平均値もあんまり変化がないということなので、このままでも良いかなと思います。また、今までが3から5年で検討しているっていうお話もあったので、どれぐらいになったら、じゃあ変更を検討するのかっていうのも、話し合っていたらいいかなと思っています。

太田会長

嶋田委員は、改定そのものについてはいかがでしょうか。

嶋田委員

はい、ありがとうございます。前にも申し上げましたけれども、そんなにきめ細かく、いちいち合わせると性格のものではないと思いますし、方向として大きな変化がないということで、特に、今回、改定の必要はないのではないかと思います。ただ、おそらくこれから一般職の方は、期末・勤勉手当が上がっていくんじゃないかと思います、かなりの割合で。そうしますと、可能性としては、例えば一般職の最高額の方との逆転ということに関しては、やはり避けるべきかと思っておりますので、その部分、非常に大事なデータだと思います。その意味で、今回は逆転がないということで問題ないかと思っておりますけれども、参考資料としては、特別調整額なども含めた最高額と比べて大丈夫なのかというデータはつけていただければ安心かなと思います。

あと出し方としましても、特に今回から月例給の中に地域手当も含んでいただいているので、比較については、手当とか月例給とか期末・勤勉というよりは、年収でどうなのかということがわかる形で見たらうえで、それで特に大きな変化がなければ、特に改定はしないという方向が、安心ではないかなと思います。長々申し上げましたが、結論的には今回改定なしということで問題ないかと思っております。

太田会長

今日御欠席の土井委員からは、「京都市の特別職の報酬改定につきまして、現在の報酬額等が京都市と類似する政令指定都市の特別職と遜色ない水準であれば、今回は改定する必要はないと考えます。」との意見をお聞きしております。

それでは、審議会としての意見をまとめたいと思います。委員の皆さん全員が、「現時点で直ちに改定が必要な状況にはない」との御意見でした。私も同じ意見です。そこで、今年度の本審議会の結論といたしましては、「京都市特別職の報酬等の額については改定したばかりであり、他都市の状況にも大きな変化が見られないことから、現時点で直ちに改定する必要はない。」としたいと思いますが、いかがでしょうか。

——異議なし——

太田会長

ありがとうございます。では、本日の議事は以上で終了いたします。進行を事務局の方にお返しいたします。

4 閉会

司会（人事部長）

太田会長、ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましても、それぞれ貴重な御意見をいただき、ありがとうございました。ただいま、委員会の皆様から、本市特別職の報酬等の額について、現時点では改定する必要はないという御意見をいただきました。我々、今後も、諸状況をしっかり把握しまして、時宜に応じて審議会を開催し、議論をしていただければというふうに考えております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の会議録につきましては、事務局で作成のうえ、委員の皆様にご確認をいただいた後、公表する予定ですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございました。

(以上)